

建設工事の入札参加業者の皆様へ

令和2年4月1日
寝屋川市

建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

寝屋川市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、本市が発注する建設工事において、受注者を社会保険等*加入者に限定するとともに、下請負人が未加入であった場合は元請業者に対して、下請業者への社会保険等の加入指導を行うことを求めてきました。

この度、社会保険等への加入をより一層促進するため、下記のとおり取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

*「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。(以下同じ。)

記

1 令和2年10月からの取組

契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者*を下請負人とすることを禁止

令和2年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを受注者に禁止します。

併せて、契約書に、受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを求めます。

*「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。(以下同じ。)

2 令和3年4月からの取組

違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置等を実施

令和3年4月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。